

●香川県警察本部告示第5号

香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月9日

香川県警察本部長 千野啓太郎

香川県警察公印規程の一部を改正する規程

香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）				
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	
1～24 略				1～24 略				
25 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	第4条第1項・第4条第4項			略				
	第5条第1項	禁止命令等	禁止等命令書（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則別記様式第5号）	25 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	第4条第1項・第4条第4項			略
	第5条第3項	緊急の必要があると認めるときの禁止命令等	禁止等命令書（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則別記様式第5号）					
	第5条第4項	意見の聴取の通知（行政手続法第15条第1項の準用）	意見の聴取通知書（ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）別記様式第6号）					
第5条第	禁止命令等をしな	通知書（ストーカー						

	<u>7項</u>	<u>かったときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知</u>	<u>一行為等の規制等に関する法律施行規則別記様式第6号)</u>
	<u>第5条第9項</u>	<u>禁止命令等の有効期間の延長の処分</u>	<u>禁止命令等有効期間延長処分書（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則別記様式第8号)</u>
	<u>第5条第10項</u>	<u>禁止命令等の有効期間の延長の処分をしなかったときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知（第5条第7項の準用）</u>	<u>通知書（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則別記様式第9号)</u>
	<u>第13条第1項及び第2項</u>	<u>関係者に対する報告の徴収又は資料の提出の要求</u>	略
<u>(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12</u>	<u>第8条第3項</u>	<u>意見の聴取の期日又は場所の変更の通知</u>	<u>変更通知書（別記様式第8号)</u>

	<u>第6条第1項</u>	<u>仮の命令</u>	<u>仮命令書（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則別記様式第7号)</u>
	<u>第9条第1項</u>	<u>関係者に対する報告又は資料の提出の要求</u>	略

年国家公安
委員会規則
第19号)

26～36 略

別表第2 (第2条関係)

法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～17 略			
18 ストーカー 行為等の規制 等に関する法 律 (平成12年 法律第81号)	第4条第1項・第4条第4項	略	略
	第5条第3項	<u>緊急の必要があると認めるときの禁止命令等</u>	<u>禁止等命令書 (ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則別記様式第5号)</u>
	第5条第7項	<u>緊急の必要があると認めるときの禁止命令等をしなかったときの当該禁止命令等の申出をした者に対する通知</u>	<u>通知書 (ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則別記様式第6号)</u>
	第13条第1項	関係者に対する報告の徴収又は資料の提出の要求	略
第13条第2項	関係者に対する報告の徴収又は資料の提出の要求 (第5条第3項の規定による命令に係る)	要求書	

26～36 略

別表第2 (第2条関係)

法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～17 略			
18 ストーカー 行為等の規制 等に関する法 律 (平成12年 法律第81号)	第4条第1項・第4条第4項	略	略
	第6条第1項	<u>仮の命令</u>	<u>仮命令書 (ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則別記様式第7号)</u>
	第9条第1項	関係者に対する報告又は資料の提出の要求	略

18の2～27 略	ものに限る。)	18の2～27 略
-----------	---------	-----------

附 則
この規程は、平成29年6月14日から施行する。